

議案第 8 号

羽曳野市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

消防団員の報酬を引き上げるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市消防団条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

(報酬)

第 12 条 団員に次の表に掲げる年額報酬を、毎年度、2 回に分けて支給する。

団長	138,000 円
副団長	108,000 円
分団長	90,000 円
副分団長	66,000 円
班長	40,000 円
団員	36,500 円

2 年度の中途において任命され、又は退職し、若しくは死亡した団員の年額報酬は、月割により計算した額とする。この場合において、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

3 団員が出動したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める出動報酬を支給する。この場合において、災害又は警戒のために出動した団員が出動した日の翌日に出動に係る業務を終えたときは、同日に行った業務に係る時間を出動した日に行った業務に係る時間とみなして出動報酬を支給する。

(1) 災害又は警戒のために 3 時間未満の出動した場合 日額 3,000 円

(2) 災害又は警戒のために 3 時間以上 6 時間未満の出動した場合 日額 6,000 円

(3) 災害又は警戒のために 6 時間以上の出動した場合 日額 8,000 円

(4) 訓練、予防啓発、研修、行事又は会議のために出動した場合 日額 3,000 円

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(費用弁償)

第 13 条 団員が公務のために旅行したときは、当該団員に旅費を支給する。

- 2 前項に規定する旅費の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例(昭和43年羽曳野市条例448号)に規定する職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後新たに出動する場合について適用し、同日前に出動し、同日以後も引き続き業務に従事する場合については、なお従前の例による。

羽曳野市消防団条例 新旧対照表

新	旧																																							
<p>(報酬)</p> <p>第 12 条 団員に次の表に掲げる年額報酬を毎年度、2 回に分けて支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">138,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">副団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">108,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">分団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">90,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">副分団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">66,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">班長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">団員</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">36,500 円</td> </tr> </table> <p>2 年度の中途において任命され、又は退職し、若しくは死亡した団員の年額報酬は、月割により計算した額とする。この場合において、1 月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p> <p>3 団員が出動したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める出動報酬を支給する。この場合において、災害又は警戒のために出動した団員が出動した日の翌日に出動に係る業務を終えたときは、同日に行った業務に係る時間を出動した日に行った業務に係る時間とみなして出動報酬を支給する。</p> <p>(1) 災害又は警戒のために 3 時間未満の出動した場合 日額 3,000 円</p> <p>(2) 災害又は警戒のために 3 時間以上 6 時間未満の出動した場合 日額 6,000 円</p> <p>(3) 災害又は警戒のために 6 時間以上の出動した場合 日額 8,000 円</p> <p>(4) 訓練、予防啓発、研修、行事又は会議のために出動した場合 日額 3,000 円</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 13 条 団員が公務のために旅行したときは、当該団員に旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例 448 号)に規定する職員の例による。</p> <p>第 14 条 省略 以下省略</p>	団長	138,000 円	副団長	108,000 円	分団長	90,000 円	副分団長	66,000 円	班長	40,000 円	団員	36,500 円	<p>(給与)</p> <p>第 12 条 団員には、次の手当を年 2 回に分けて支給する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">年手当</td> <td style="padding: 2px;">団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">138,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">副団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">108,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">分団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">72,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">副分団長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">48,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">班長</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">団員</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">32,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出動手当</td> <td style="padding: 2px;">1 回 1 人</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,500 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">水防現場作業手当</td> <td style="padding: 2px;">1 回 1 人</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,500 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">技術手当</td> <td style="padding: 2px;">1 人年額</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">18,000 円</td> </tr> </table> <p>2 年度の中途において任命され、又は退職若しくは死亡した団員の手当は、月割計算により支給する。この場合において、1 箇月に満たない月も 1 箇月とみなす。</p> <p>3 団員が公務のため出張したときは、その費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>4 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)に規定する職員の例による。</p> <p>第 13 条 省略 以下省略</p>	年手当	団長	138,000 円		副団長	108,000 円		分団長	72,000 円		副分団長	48,000 円		班長	40,000 円		団員	32,000 円	出動手当	1 回 1 人	2,500 円	水防現場作業手当	1 回 1 人	3,500 円	技術手当	1 人年額	18,000 円
団長	138,000 円																																							
副団長	108,000 円																																							
分団長	90,000 円																																							
副分団長	66,000 円																																							
班長	40,000 円																																							
団員	36,500 円																																							
年手当	団長	138,000 円																																						
	副団長	108,000 円																																						
	分団長	72,000 円																																						
	副分団長	48,000 円																																						
	班長	40,000 円																																						
	団員	32,000 円																																						
出動手当	1 回 1 人	2,500 円																																						
水防現場作業手当	1 回 1 人	3,500 円																																						
技術手当	1 人年額	18,000 円																																						